

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート! ~

8月号 Vol.67

## 今月の SMILE

### お盆に帰れなかった !!

まいど おおきに!

8月と言えばお盆です。従来であれば、多くの駐在員さんが、“有給を使って日本へ里帰り!”の月です。弊誌の6月号では、「お盆には帰れるかなあ〜」というタイトルで、その頃の駐在員さんが今年のお盆に日本に帰れるのか?について書きましたが、結果として、今年はコロナで、一旦、中国を離れると戻ってこれない、飛行機の便数も少ない、日本でも中国でも隔離がある、ということで、日本への一時帰国を断念する方が多いと思います。やっぱりお盆も帰れなかった…。いつになったら日本との行き来ができるのでしょうか? 中秋節か?、国慶節か?、年末までには?。それとも来年? という半ば諦めにも似た意見もでてきています。その答えは、中国の入国管理状況と飛行機の便数次第であると思います。

そこで最近の中国の入国管理の動きについてみてみましょう。7月20日に、民航局、税関総署、外交部が連名で、海外から中国行きの飛行機に乗る外国籍搭乗者に対して、搭乗前5日以内にPCR検査を受け陰性証明をもって、中国領事館に行って、領事館から健康状況声明書を取得しなければならないという公告(民航公告【2020】9号)を出しました。

次に7月23日に、民航局、外交部、衛生健康員会、税関総署、国家移民局が連名で、7月27日零時から、従来の“14日間集中隔離”から、“7日間集中+7日間自宅隔離”に変更するという公告をだしました。この“7日間集中+7日間自宅隔離”とは、飛行機を降りた時点でPCR検査を受け、陰性だった場合は、集中隔離の場所(ホテル)へ、陽性の場合にはそのまま病院送りとなります。そして集中隔離の5日目に再度PCR検査を受けて、陰性ならば第8日目に自宅に帰り7日間の自宅での隔離、陽性ならば病院送りとなります。そして自宅隔離の第7日目にPCRを受けて陰性ならば、ようやく隔離から解放されます。まだまだ日中間の移動は大変ですね。

一方、中国の人でも日本に行ってショッピングをしたい! という欲求が高まっているようです。そのことを実証するかのよう、上海市の重要商業地である徐汇区に、7月24日、ロフトの海外直営店第1号がオープンしました。938㎡のスペースそして12,800を超える商品数に、初日から1週間近くになっても入場制限するほど人気を博しているようです。久しぶりに人が密集している光景を目にすることができました。これは明るいニュースですね!

今月は、オンラインで、日本にいる家族や親戚と会い、お盆の気分を味わうようになるでしょう! オンラインお盆!

ということで今月も、そしてこのようなコロナ禍にあっても、  
なお笑顔(スマイル)でスタートしましょう!





### マクロ経済情報

#### 中国 6 月 CPI、前年同月比 2.5% 上昇、PPI、5 カ月連続低下

国家統計局が 7 月 9 日に発表した 6 月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比 2.5% 上昇し、上昇幅は前月に比べて 0.1 ポイント拡大した。そのうち食品価格は、前年同月比 11.1% 上昇し、上昇幅は前月に比べ 0.5 ポイント拡大し、CPI を約 2.24 ポイント押し上げた。食品のうち、豚肉が同 81.6%、牛肉が 18.5%、羊肉が 10.9%、それぞれ上昇した。

上昇幅は前月とほぼ変わらなかった。水産物は 4.8% 上昇し、上昇幅は 1.1 ポイント拡大した。生鮮野菜は 4.2% 上昇。前月は 8.5% の下落だった。生鮮果物は 29%、卵は 15.8%、それぞれ下落し、下落幅はそれぞれ 9.7 ポイントと 1.3 ポイント拡大した。食品以外の価格は、前年同月比 0.3% 上昇し、上昇幅は 0.1 ポイント縮小した。そのうち教育・文化・娯楽と医療・ヘルスケアがいずれも 1.9% 上昇し、運輸・通信が 4.6% 下落した。

一方、6 月の生産者物価指数(PPI)は、前年比 3.0% 低下した。新型コロナウイルスの世界的大流行が製造業の需要を圧迫する中、5 カ月間連続の低下となったが、市場予想よりも小幅にとどまった。製造業の部分的な改善の兆しが示され、中国経済の緩やかな回復が続いていることを示唆した。ロイターがまとめたアナリスト予想は 3.2% 低下、5 月は 3.7% 低下だった。前月からは 0.4% 上昇と、5 月の 0.4% 低下から上昇に転じ、製造業部門の改善傾向を示した。キャピタル・エコノミクス中国担当エコノミスト、マーティン・ラスムセン氏は、PPI 発表後のレポートで、「原材料、工業製品、消費財の価格の伸びの加速」が、PPI の前月比での上昇につながったと分析した。「財政刺激策とインフラ支出はなお増えているため、経済活動と生産者物価は、今後数カ月でさらに回復するだろう」とした。一方、オーストラリア・ニュージーランド銀行(ANZ)は、新型コロナ流行の長期化を背景に、PPI は今年いっぱい低下が続き、平均で約 2% のマイナスになると予想した。ANZ の中国担当エコノミスト、Zhaopeng Xing 氏は、生産者物価のデフレは和らぐ兆しがあるが、「前例のない規模の刺激策で製造業の物価が、急速に持ち直す可能性には疑問の余地がなおある」とした。

中国国家统计局が 7 月に発表した 6 月の製造業購買担当者景気指数(PMI)は、50.9 と前月の 50.6 から上昇し、3 カ月ぶりの高水準となった。コロナ対策の行動制限の解除が、国内消費の押し上げにつながっている。PPI と同時に発表された 6 月の消費者物価指数(CPI)は前年比 2.5% 上昇し、市場予想と一致した。5 月は 2.4% 上昇していた。食品とエネルギーを除くコア指数は 0.9% 上昇と、5 月の 1.1% から伸びが鈍化した。一部のアナリストの中には、中国の幅広い地域で、今夏に起きた大規模洪水で野菜の供給に悪影響が及び、価格上昇圧力が生じる可能性を指摘している。

中国の国内総生産(GDP)は、新型コロナ感染拡大がピークに達した第 1・四半期に大幅に落ち込んだが、第 2・四半期はプラス成長に戻るとみられている。

#### 中国の輸出入、6 月はドル建てで予想外の増加ー世界経済低迷でも

中国の輸出と輸入は 6 月にドルベースで予想に反して増加した。新型コロナウイルス感染拡大で世界経済が落ち込む中でも、輸出入は伸びた。

税関総署が 7 月 14 日に発表した 6 月の輸出は、ドル建てで前年同月比 0.5% 増。輸入は 2.7% 増えた。エコノミスト予想では輸出が 2% 減、輸入が 9% 減と見込まれていた。貿易収支は 464 億 2000 万ドル(約 4 兆 9800 億円)の黒字だった。

人民元ベースの 6 月の輸出は、前年同月比 4.3% 増。エコノミスト予想(3.5% 増)を上回る伸びとなった。一方、輸入は 6.2% 増。予想は 4.7% 減だった。

米国などはコロナ感染拡大をまだ制御できておらず、中国の輸出にとって外需がいつごろコロナ以前の水準へと持続的に持ち直すのかは不透明だ。中国は貿易合意の条件を満たす取り組みを強化しているが、対米関係の悪化も貿易の先行き不確実性を高めている。

6 月の単月実績とは対照的に、1~6 月の輸出は前年同期比 6.2% 減、輸入は 7.1% 減った。プラスの純輸出は、中国の 4~6 月(第 2 四半期)の国内総生産(GDP)成長率に幾分貢献する見通しである。



### 新型コロナウイルスの影響下の労働争議案件の取扱いに関するガイダンスに関する 上海高院の意見について 第3回

2020年5月6日に、第一、第二の中級人民法院と各区の人民法院、及び各区の人力資源及び社会保障局が、「新型コロナウイルスの影響下の労働争議案件の取扱いに関するガイダンスに関する上海高院の意見について」(沪高法2020(203号))(以下、本意見とする)を発表しました。新型コロナウイルスの影響により、会社と労働者との間での争議が増える、又は今後さらに増えることが予想される中で、関係部署が連名で、このようなガイダンスを発表したことは注目に値するものと思います。今月号では、本意見の中から第7項から第9項について取り上げてみたいと思います。

#### 第7項 労働契約が隔離期間中に満了したときに労働契約を終了できるかどうかの質問について

労働者が、新型コロナウイルスの感染者、或いはその疑いのある者、または密接な関係者であり関連規制に従って検疫観察、医学的観察、またはその他の緊急措置の対象となる場合で、かつ、この期間中に労働契約が満了となる場合、労働契約期間は隔離期間、医療観察期間またはその他の緊急措置の期限が切れるまで延長することができます。

#### 第8項 「共同雇用」の法的関係について

新型コロナウイルスの感染流行期間において、新しい柔軟な雇用モデルとして「共有雇用」は、雇用者の雇用圧力と労働者の被雇用圧力をある程度緩和し、多くの当事者にとって有利な効果をもたらしている。関連する紛争を処理するときは、私たちは、共有雇用、労働派遣、労働アウトソーシングなどの違いを区別するように注意を払う必要があります。

営利目的ではなく人材を貸し出す貸出側(すなわち、労働者との間で労働契約を有する側)、借入側及び労働者との三方協議による、新型コロナウイルス期間中の人材の貸借契約について、当該期間中、労働者は借入側に労働を提供します。当該期間終了後、貸出側での仕事に復帰した者は、貸出側、借入側および労働者の三者間において、二重の労働関係を形成されているとはみなされないものとします。人材の貸借期間中、労働者と貸出側は、単一の労働関係を維持しており、双方の労働者の権利と義務は変更されません。

#### 第9項 感染流行状況の影響を受ける仲裁の時効と提訴期間の計算方法に関する質問について

当事者が、新型コロナウイルスに罹っている、若しくはその疑い、或いは予防と感染防止のための隔離などにより、労働争議調停仲裁法の第27条に規定された仲裁期間内に仲裁の申請できない、或いは労働争議調停仲裁法の第48条に規定された期間内に裁判所に訴訟が提起できないことを証明することができ、かつ仲裁の時効または提訴の期間が流行の影響を受けた期間を差し引くことを主張する場合には、原則としてその主張を支持するものとします。

感染症の予防と管理に関する法律および自治体政府の関連する感染流行防止政策によれば、原則として、新型コロナウイルスの感染流行の防止と管理の間、政府によって採用された流行防止と管理政策は、原則として不可抗力として理解することができます。当事者が、感染流行状況により、通常の仲裁または訴訟活動に参加できない場合には、当該当事者は、法律により別途規定されている場合を除き、民事法、民事訴訟法、および緊急対応法の一般規則の関連規定に従って、仲裁制限の一時停止および仲裁および訴訟手続きの一時停止を適用することができます。

以上です。

3回続いたこのテーマは、今月で完了となります。ご参考になれば幸いです。







### 企業の営業・生産再開を支援する関連政策

企業の全面的営業・生産再開を支援するため、人力資源・社会保障部、財政部及び国家税務総局などの部署は、年度の前半を対象としていた税金費用の減免に関する措置への更なる強化策を発表し、元の実施期限を今年の年末までに延長することを明らかにしました。その概要を以下のようにまとめました。

#### 1、社会保険料の減免政策の実施期限を延長

- ① 中小・零細企業における養老・失業・労災保険の企業負担分に対する徴収免除政策を、2020年12月末まで延長する。一方、大型企業などにおける上記三つの社会保険料の企業負担分に対する徴収減免政策については、2020年6月末まで延長するものとする。
- ② 疫情の影響を受けて生産経営に重大な困難が生じている企業は、社会保険料の納付猶予期限を2020年12月末まで延長し、猶予期間中においては延滞金を徴収しない。
- ③ 各地方において2020年度社会保険料の個人納付基数の下限を2019年度の下限基準に準じ、個人納付基数の上限については規定に基づき調整する。

※ 関連規定 人社部発「2020」49号

#### 2、小型薄利企業に向け企業所得税の納付猶予期限を延長

- ① 2020年5月1日から2020年12月31日まで、小型薄利企業が2020年度の残りの申告期間において、規定により予納申告を行った場合、当期の企業所得税の納付を猶予し、2021年度の初回申告期間において一括納付することが可能となる。
- ② 小型薄利企業は予納申告の際に、予納申告表に関連項目を記入することで、企業所得税の納付猶予政策を享受することが可能となる。
- ③ 当該公告は2020年5月1日より実施され、5月1日から当該公告公布日(5月19日)までに、納税者が既に納付猶予可能な税金を納付した場合、税金の還付申請ができ、2021年度の初回申告期間において一括納付することが可能となる。

※ 関連規定 国家税務総局公告 2020年第10号

#### 3、小規模納税者に向け増値税減免政策の実施期限を延長

- ① 増値税小規模納税者に対し、増値税減免政策の実施期間を従来の2020年3月1日から5月31日までとなることを2020年12月31日までに延長する。
- ② 増値税減免政策の内容  
湖北地区の小規模納税者:適用徴収率3%⇒免税  
予納税率3%⇒暫定的に停止  
湖北地区以外の小規模納税者:適用徴収率3%⇒1%  
予納税率3%⇒1%

※ 関連規定 財政部 税務総局公告 2020年第13号、財政部 税務総局公告 2020年第24号



## 7月1日から上海市社会保険料、公積金の納付基数の上下限基準等

上海市人力資源及び社会保障局並びに上海市財政局が共同で、『本市の段階的に企業の社会保険料減免政策の実施期限延長等に関する通知』(上海人社規[2020]14号)を、上海市住宅積立金管理委員会が『2020年度上海市住宅積立金の納付基数、比率及び月極納付額の上下限の調整に関する通知』(沪公積金管委會[2020]3号)を、各々公布しました。その主な内容を以下のように取り纏めました。

### 一、企業社会保険料の減免及納付基数

1. 中小微企業の三項社会保険料の納付を免除する政策は、2020年12月末まで延長するが、大型企業などの他の付保会社(機関事業単位を除く)の三項社会保険料の徴収を半減させる政策は、2020年6月末まで延長する。
2. 疫病の影響を受けて生産経営に深刻な困難が生じた企業は、関連規定に従って社会保険料を2020年12月末まで延納し続け、延滞金を免除する。
3. 2020年7月1日からの本市の社会保険個人納付基数については、上限を、9,339元/月、下限を、4,927元という基準を引き続き実行する。

### 二、公積金納付の件

2020年7月1日から、本市の従業員住宅積立金の納付基数は、2018年月平均給与から2019年月平均賃金に調整される。2020年1月1日からの新入社員の納付基数は、入社後翌月の給与或は新たに勤務開始からの平均給与とする。2020年1月1日から新しく転入した社員は、転入後に支給された当月の給与収入または実際に支給された月平均賃金をその住宅積立金の納付基数とする。

### 2020年度上海市住房公積金月繳存額上下限表

### 2020年度上海市住宅積立金納付上下限一覧

7月1日起

(単位: 元)

类型	单位和个人 繳存比例	月繳存額 上限	月繳存額 下限
住房公積金	各7%	3922元	348元
	各6%	3362元	298元
	各5%	2802元	248元
补充住房公 積金	各5%	2802元	248元
	各4%	2242元	198元
	各3%	1682元	148元
	各2%	1120元	100元
	各1%	560元	50元

注: 大半の企業は、上表の7%に該当します。





ナニワのおっちゃん経営道！  
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 63 回：『お先真っ暗！』・・・もし、“悩み”の「迷路」に入り込んだら、  
ちょっと、考え込むのをストップし、“今の悩み”を書きだしなさい！  
“悩みの一つ一つのリスト”を作りなさい！そこに、『解決の出口』があるのです！

かわいそうに、あなたは今きつと、『大きな“悩み”の穴』にはまり込んでしまったようです。（小さな穴だったら、気づかぬうちに這い出しているのでしょうか・・・）

実は、私も長い人生の間に、2度『大きな穴』にはまった経験があるのです。  
その時、「胸に風穴があく・・・」とか、「胸がきゅ～～と痛む」というような、小説に出てくるような言葉が、本当に実在することを知りました。  
悶々としたそんなある日、食事を目の前にしながら、右手のお箸を動かそうともせず、また、左手の本に目を向けることもなく、気づくと「はああ～～」と溜め息ばかりついている自分に“はっ！”と気付いたのです。  
「こんなことをしてはだめだ！」・・・と思ったのです。  
有難いことに、この瞬間の“気づき！”が、私を救ってくれたのです。  
そうだ、何かやれることがあるはずだ！  
やれることを、一つでもいいから、まず手を付けよう！  
そこで、簡単で、やれそうなことを、大きな紙に、一つ一つ書き上げたのです。  
その一覧表をじいっ～と見つめていました。すると、やる気が出てきて、やれば、必ずやれるのですよね。（当たり前の事ですが、「簡単で、やれること」を書いたのですから・・・）  
そして、やったことを、一つ一つ消し込んでいくのです。  
この消込み作業に、なんとも言えない“達成感”が、心に広がっていくのです。  
やれたことを確認したとたん、“ほっと一息！”つけたのです。  
大きな穴から這い出た瞬間でした。

皆さんも、海外で、未経験のいろんな出来事に遭遇し、ご苦労も多いことと思いますが、どうか参考にしてみてください。

今回もまたタイムリーなテーマです。  
じっくりと味わってください。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>